

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間当時は、夫婦で店を経営していたが、資金繰りは順調であったので国民年金保険料を未納とすることは無い。申立期間以外の期間と同様に、保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは、申立期間の 2 期間のみであり、かつ合わせても 24 か月と比較的短期間である。

また、申立期間に近接する期間の保険料は、現年度中に納付（昭和 60 年度については前納）されたことが、申立人が居住した町の被保険者名簿などから確認できる上、申立人に転居等の生活環境の変化は無かったとみられることから、前後の保険料が遅滞なく納付されている申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から58年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

申立期間当時は、夫婦で店を営んでいたが、資金繰りは順調であったので国民年金保険料を未納とすることは無い。申立期間以外の期間と同様に、保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年1月に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、申立人夫婦はこの頃国民年金加入手続を行い、56年4月まで遡って被保険者資格を取得したものとみられる。

また、i) 申立期間のうち昭和56年度については、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとされていること、ii) 申立期間に近接する期間の保険料は、現年度中に納付（昭和60年度については前納）されたことが、申立人が居住した町の被保険者名簿などから確認でき、申立人が遅滞なく保険料を納付していたことがうかがえること、iii) 申立人に転居等の生活環境の変化は無かったとみられることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

会社を退職して次の会社に入社するまでの間は数日間であったが、1か月分の保険料を納めなければいけないという通知が届いたため、私の妻が社会保険事務所（当時）に相談し、保険料を納付したと記憶しており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を町役場の窓口又は社会保険事務所のいずれかで納付したと述べているところ、申立期間当時、当該町役場の庁舎内において国庫歳入金である国民年金保険料を納めることはできなかったとしている上、社会保険事務所で納付した可能性のある時期の書類（国民年金保険料現金領収証書控等）に、申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示すものは見当たらないことから、その妻の証言から、申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、オンライン記録上、申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人に対して申立期間の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、本申立ては、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間を申立期間とするものであり、同制度導入後は、保険料の収納事務は電算化が図られており、特に14年度以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成、発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されたことから、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも、申立期間は国民年金に未加

入とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月まで

私は、それまで勤務していた会社を退職し、昭和 51 年 9 月頃に役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、私が冊子になった納付書に現金を添え夫婦分を一緒に役場で納付した。夫は、個人事業主であったので、青色申告により二人分の国民年金保険料控除の申告を行っていたことも記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 2 月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた国民年金の加入手続により、申立期間について遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人は、上記加入手続が行われるまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を夫婦分一緒に納付したと述べているところ、オンライン記録から、夫婦分一緒に納付されるようになったのは昭和 54 年度からとみられ、上記加入手続（昭和 54 年 2 月頃）が行われた 53 年度については、申立人の夫の保険料は 3 か月分ずつ定期的（昭和 53 年 6 月、同年 9 月、同年 11 月及び 54 年 2 月）に納付されたことが確認できるのに対して、申立人の保険料は上記加入手続直後の 54 年 3 月中にまとめて納付されたことが確認でき、このことは、申立人が上記加入手続までは夫婦分一緒に保険料を納付することができなかつたと考えられることにも合致して

いる。

さらに、申立人が居住する町の被保険者名簿でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 9 月までの期間及び平成 5 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 63 年 5 月から同年 9 月まで
③ 平成 5 年 10 月

私は、退職後は直ちに国民年金の加入手続をしており、妻が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、家計の管理を担っていた申立人の妻が夫婦分一緒に納付していたと述べているところ、申立期間はその妻の保険料も未納とされている。

また、申立人によれば、その妻は申立期間の保険料を、どこでどのように納付したか覚えていないとしているとのことであり、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市の電算記録でも、申立期間の夫婦の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1590

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月

私は、会社を退職した後は空白ができないように、すぐ国民年金の加入手続を行ってきた。申立期間について適切に加入手続を行い、保険料を納付しているはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後は、速やかに国民年金への切替手続を適切に行ったと述べているところ、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和 64 年 1 月 1 日であり、申立期間は国民年金に未加入とされている。

また、申立人は申立期間前まで勤務していた事業所を退職した日が昭和 63 年 12 月の 30 日であったのか 31 日であったのか分からなかったと述べていることから、退職後に行われた国民年金への加入手続が申立期間について国民年金被保険者資格を取得するものであったのかも不明である。

さらに、申立人が申立期間当時に居住した市の電算記録でも、申立人は昭和 64 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したとされていることから、申立人は、国民年金の加入期間とされていない 63 年 12 月について国民年金保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、当委員会による審議前における聴取及び口頭意見陳述において、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料納付の機会を逸したとすれば、行政の落ち度であり、年金記録確認第三者委員会が救済すべきと主

張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日からみれば、本来、申立期間は国民年金の加入期間とされるべきところではあったが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、申立期間の保険料の納付について、これがあったことをうかがわせる事情や関連資料が見当たらない限り、申立期間について将来の年金受給額に反映される形（すなわち申立期間の保険料を納付していたものと認めること）での決定（救済）を行うことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年12月まで

私は、平成9年7月に勤務先を退職し、同年同月26日頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を地元農協の複数の支店で納付した。申立期間の直前の保険料が納付済みであることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立人の平成11年1月から13年3月までの期間の国民年金保険料が同年中に2回に分けて過年度納付されたことが確認でき、申立人の父親も申立人に代わって相当の金額をまとめて納付したとしていることから、申立期間に連続する期間の保険料が長期間にわたり未納のままとしていたことがうかがえる。

また、上記過年度納付された期間のうち平成11年1月から12年3月までの期間の保険料は13年2月に納付されているところ、これは同年同月時点では10年12月以前（申立期間）は既に時効のため保険料を納付することができないものであり、同年同月以前から申立人の保険料が未納の状況が継続していた可能性は否定できない。

さらに、申立人は、申立期間前の国民年金保険料の納付については具体的に述べているほか、コンビニエンスストアでの保険料の納付が可能となった平成16年頃以降の保険料納付についても明確に記憶しているとみられる反面、申立期間の保険料の納付についての記憶は明確ではない。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間で

あり、同番号に基づき保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。